

## 言語聴覚士名簿登録消除の申請手続きについて

### 【申請に必要な書類を請求してください。】

申請書類のご請求方法は下記のとおりとなります。

言語聴覚士が死亡または失踪の宣告を受けた場合は、戸籍法による死亡または失踪の届出義務者（主に親族や同居者）となる方が、30日以内に名簿の登録の消除を申請しなければならないと定められております。

届出義務者となる方が名簿登録消除の申請手続きをされる場合は、「言語聴覚士名簿登録消除申請書」をご請求のうえお手続きください。

上記申請書のご請求方法は下記のとおりとなります。

### —申請書のご請求方法—

返信用封筒（角2型の封筒に120円分（※令和6年10月1日以降は140円分）の切手を貼付し、受取先の郵便番号、住所、氏名を明記したもの）を下記住所宛に送付してください。

なお、ご請求頂く場合は、財団宛て封筒の封表に「登録消除申請書 請求」と**朱書き**で明記してください。

また、財団あての封筒の裏には「差出人の郵便番号・住所・氏名」を必ず明記して下さい。

### ご請求先（返信用封筒送付先）

〒105-0003

東京都港区西新橋1-6-11 西新橋光和ビル7階

公益財団法人 医療研修推進財団 試験登録部

電話 03-3501-6515

※ご不明な点がございましたら、お電話にてお問合せをお願いいたします。